

10月1日(木)よりごみの戸別収集が始まります

戸建住宅の場合、ごみは敷地内の道路に面した場所へ、資源物に関しては資源物集積所へお出しください。

集合住宅のごみは敷地内のごみ集積所へ、資源物は敷地内を含む資源物集積所へお出しください。

◆旧指定収集袋には差額券を

10月1日(木)より旧指定収集袋で、可燃ごみ、不燃ごみを排出す

る場合は、袋の大きさに応じた差額券シールの貼り付けが必要となります。容器包装プラスチックには差額券は必要ありません。

差額券が添付されていないものに関しては収集ができませんのでご注意ください。

☎ごみ減量推進課ごみ減量推進係 ☎042-493-3750

旧指定収集袋の大きさごとの「差額券シール」の必要枚数

種類		必要枚数	種類		必要枚数
可燃ごみ用	ミニ袋	3円券×1枚	容器包装プラスチック用	ミニ袋※	不要
	小袋	10円券×1枚		小袋	
	中袋	10円券×2枚		中袋	
	大袋	10円券×4枚		大袋	
不燃ごみ用	ミニ袋※	3円券×1枚	※不燃ごみ用・容器包装プラスチック用のミニ袋は新指定収集袋から廃止になります。旧指定収集袋の不燃ごみのミニ袋は3円分の差額券シール1枚を貼ることで使用できます。容器包装プラスチック用のミニ袋はそのまま使用できます。		
	小袋	10円券×1枚			
	中袋	10円券×2枚			
	大袋	10円券×4枚			

清瀬と東大和を中心に北多摩ライフの魅力を発信する、「Instagram・マガジン」を10月からスタートします。

「キタマガ」創刊!



清瀬市は、10月1日に市制施行50周年を迎えました。そこで、同じく市制施行50周年を迎えた東大和市との共同事業として、両市の魅力的な「ヒト」、「コト」、「バシヨ」を紹介する新たな取り組みを開始します。

その名も、「キタマガ」です。北多摩の魅力を発信するInstagramマガジンとして、情報発信に取り組んでいきますので、ぜひフォローしてください。

そして「キタマガ」は市民の皆さまから、「こんないいところあ

るよ!」も大募集します。「#キタマガ」を付けて投稿いただくと、「キタマガ」公式アカウントで引用したり、取材・撮影などさせていただきます。

皆さまのフォロー&投稿、お待ちしております。

☎企画課企画調整担当 ☎042-497-1802

「キタマガ」公式 Instagramはこちら!



<https://www.instagram.com/kitamaga/>

募集

11月11日(水)から申込みを開始します

令和3年4月に①保育園等へ入園・②学童クラブへ入会する児童

◆保育園等

☎就労などにより、保護者が家庭で保育できない児童

【入園のしおり】10月15日(木)から子育て支援課、松山・野塩地域市民センター、男女共同参画センター、生涯学習センター、市内認可保育施設・児童センターで配布(市ホームページからもダウンロード可) ☎☎一次募集は11月11日～12月2日、二次募集は一次募集終了後から令和3年2月12日まで(土・日曜日、祝日、年末年始を除く)午前8時30分～午後5時に受け付け)に必要書類を持参し、直接子育て支援課保育・幼稚園係 ☎042-497-2086へ(郵送での受け付けはできません)

◆学童クラブ

☎就労などにより、保護者が昼間家庭にいない小学1～6年生の児童【入会のしおり】10月15日(木)から子育て支援課、松山・野塩地域市民センター、男女共同参画センター、生涯学習センター、各学童クラブ・児童センター・市内5歳児までの在籍の保育園などでも配布(市ホームページからもダウンロード可) ☎☎一次募集(新1～3年生)は11月11日～12月2日、二次募集(新1～6年生)は12月9日～令和3年1月24日(土・日曜日、祝日、年末年始を除く)に必要書類を学童クラブに在籍している児童は各学童クラブ、在籍していない児童は直接子育て支援課学童クラブ係 ☎042-497-2089へ(郵送での受け付けはできません)

東京都シルバーパス新規手続き

「東京都シルバーパス」は、満70歳以上の都民の方(寝たきりの方を除く)を対象として、都営交通(都バス、都営地下鉄、都電、日暮里・舎人ライナー)及び都内の民営バスに乗車することができるパスです。一般社団法人東京バス協会が発行しています。有効期限は発行日から令和3年9月30日(木)までです。

シルバーパスの新規発行を希望される方は、満70歳を迎える月

の初日から申込みができます。必要書類(下表参照)などをそろえ、最寄りのシルバーパス取り扱いバス案内所などでお申込みください。

※市役所窓口ではシルバーパスの発行・更新などの手続きは行っておりません。詳しくは下記へお問い合わせください。

☎東京バス協会シルバーパス専用電話 ☎03-5308-6950(平日午前9時から午後5時まで)

対象区分	持ち物・費用
令和2年度の住民税が課税の方	☎住所・氏名・生年月日が確認できる本人確認書類(保険証、運転免許証など)☎20,510円
令和2年度の住民税が「非課税」の方	☎①住所・氏名・生年月日が確認できる本人確認書類(保険証、運転免許証など)②「令和2年度介護保険料納入(決定)通知書」・「令和2年度住民税非課税証明書」・「生活保護受給者証明書」のいずれか1点☎1,000円
令和2年度の住民税が課税)であるが、令和元年(平成31年)中の合計所得金額が125万円以下の方	☎①住所・氏名・生年月日が確認できる本人確認書類(保険証、運転免許証など)②「令和2年度介護保険料納入(決定)通知書」・「令和2年度住民税課税証明書」のいずれか1点☎1,000円

清瀬市高齢者安全運転支援装置設置促進事業補助金の申込みを受け付けています

令和2年4月1日より、高齢者の運転する自動車による事故を防止することを目的に、清瀬市高齢者安全運転支援装置設置促進事業補助金制度を開始しました。

これは、ペダルの踏み間違いなどによる急加速抑制装置としての機能を有するもの(安全運転支援装置)を、高齢者が新たに購入及び設置した場合に要する経費の一部を補助金として交付するものです。【補助金の額など】安全運転支援装置の購入及び設置に要した経費の1割(1台当たり1万円が上限)【申請受付期間】令和3年3月31日(木)まで【取扱事業者】東京都安

全運転支援装置設置促進事業補助金取扱い事業者 ☎道路交際課交通安全係 ☎042-497-2096

※補助の対象になる方は、市内に住居登録がある、令和3年3月31日現在で70歳以上であるなど、条件があります。条件の詳細や申請に必要な書類などは、市ホームページからご確認ください。「清瀬市高齢者安全運転支援装置設置」で検索してください。



令和2年度児童扶養手当の新規申請を受け付け

児童扶養手当は、10月申請分から、令和元年(平成31年)中の所得額を基に審査を行います。

所得制限限度額の超過により児童扶養手当の認定請求をしていない方で、令和元年(平成31年)中の所得額が所得制限限度額内になった方は、手当を受給するために認定請求を行う必要があります。

期10月1日(木)～30日(金)午前8時30分～正午・午後1時～5時(土・日曜日、祝日を除く)

☎☎請求期間中に直接子育て支援課助成係 ☎042-497-2088へ ※申請月の翌月から支給となります。必ず期間内に請求してください。

市民講座「事故防止とドライバー心理～交通安全のために」

新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、交通事情が変化し、事故が急増しています。ドライバーの心理から交通事故のメカニズムを学び、ご自身の交通安全に役立ててみませんか。運転する方もしない方も必見です。

当日は「自己診断チェックシート」にチャレンジし、結果を持ち帰ることができます。自動車教習所で使用される運転適性検査「OD式安全性テスト」の株式会社電

が講義を担当します。

☎市内在住・在勤・在学の方。先着21人 ☎11月12日(木)午後2時～4時 ☎生涯学習センター ☎株式会社電 杉本康幸氏 ☎☎10月1日午前9時から直接窓口または電話で生涯学習スポーツ課生涯学習係 ☎042-495-7001へ(平日の午後5時まで)

※参加の際はマスクの着用をお願いします。